

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁防災情報室長  
( 公 印 省 略 )

### 令和元年台風第 19 号に備えた通信手段等の確認について

平素より、消防防災行政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年台風第 19 号は本年発生した台風の中で最も強い勢力となっており、日本列島への接近が予想されております。

貴職におかれましては下記のとおり通信手段等について確認して頂くとともに、確実な通信体制等の確保をお願いします。また、本通知を貴都道府県内の市区町村及び消防本部へ伝達されるとともに、適切な対応がとられるよう助言等についてもお願いします。

なお本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

#### 記

##### 1 非常用通信網の確認

公衆通信網が不通になった際にも都道府県庁、市区町村役場、消防本部ならびに主要な公共機関等が相互に確実に連絡できるよう、都道府県防災行政無線網、衛星通信網、衛星携帯電話等の非常用通信網のうち使用可能な手段を確認するとともに、配備されている非常用通信設備について速やかに使用可能な状態であるか改めて確認すること。

##### 2 非常用通信設備の使用方法・連絡先等の確認および周知

非常用通信設備については、操作に一定の知識を要する場合や特殊な電話番号を使用する場合などがあるため、機器の操作方法や電話番号などを事前に確認し、災害対応等を行う職員等に周知しておくこと。また、公衆通信網が不通になった際にも混乱することなく連絡調整できるよう、関係機関間で連絡方法（連絡手順、電話番号等）を予め調整しておくこと。

##### 3 住民への確実な情報伝達

避難勧告等をはじめ、特別警報、土砂災害警戒情報等の防災情報の伝達にあたっては、防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、インターネット（ホームページ、SNS 等）、コミュニティ FM、Lアラート（テレビ・ラジオ等）等を活用するとともに、長期の停電時においては、広報車の活用や戸別訪問などを通じて、住民への確実な防災情報の伝達に万全を期すこと。

(連絡先)

消防庁防災情報室

担当：七條、中村、浅井、稲見

電話：03-5253-7526